

京都市訓令甲第17号

庁 中 一 般

事 業 所

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第16条中「行財政局財政担当局長」を「行財政局資産活用担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)